

◎岡山県規則第三十五号

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会規則を廃止する規則

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会規則（平成二十年岡山県規則第十三号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第三十六号

岡山県庁庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県庁庁舎管理規則の一部を改正する規則

岡山県庁庁舎管理規則（平成八年岡山県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「岡山県庁舎」の下に「、岡山市中区古京町一丁目七番三六号に所在する岡山県庁分庁舎」を加える。

第五条第一項を次のように改める。

室内管理責任者は、各課（岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）第二章第一節に規定する課及び室（同規則第九条第二項並びに第十一条第二項及び第三項に規定する室を除く。）をいう。）の長をもって充てる。

第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とし、第十一条を第九条とする。

第十二条中「時間外鍵貸出簿」を「庁舎管理責任者があらかじめ定めた場所において時間外入庁者名簿」に改め、同条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、第十四条から第十八条までを二条ずつ繰り上げる。

別表南庁舎の項を削り、同表に次のように加える。

分庁舎	一階西 一階南 地階東	開扉 午前七時三十分 閉扉 午後七時	閉鎖
-----	-------------------	-----------------------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百四十五号

（許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。）

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表県民生活部の部県民生活交通課の項中5を6とし、1から4までを一ずつ繰り下げ、2の前に次のように加える。

1	道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条、第79条の6第1項、第79条の7第1項	自家用有償旅客運送を行う者の登録、有効期間の更新の登録及び変更登録	30日					
---	---	-----------------------------------	-----	--	--	--	--	--

別表環境文化部の部循環型社会推進課の項中1を2とし、同2の前に次のように加える。

1	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）第3条第1項、第4条第1項	合理化事業計画の承認及び変更の承認	30日					
---	--	-------------------	-----	--	--	--	--	--

別表環境文化部の部自然環境課の項中2を削り、3を2とし、4を削り、5を3とし、6から57までを二ずつ繰り上げる。
別表保健福祉部の部生活衛生課の項中57及び58を削り、59を57とし、60を58とし、同項に次のように加える。

59	岡山県ふご処理等規制条例（平成27年岡山県条例第57号）第4条第2項	ふご処理師の免許（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	20日	7日				
60	岡山県ふご処理等規制条例第4条第2項	ふご処理師の免許（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）	20日		7日			
	岡山県ふご処理等規制条例第6条第2項、第3項	ふご処理師免許証の書換え交付及び再交付						

61		(岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの)	20日	7日					
62	岡山県ふぐ処理等規制条例第6条第2項、第3項	ふぐ処理師免許証の書換え交付及び再交付 (岡山市及び倉敷市の区域に係るもの)	20日	7日					
63	岡山県ふぐ処理等規制条例附則第5項	認定証の交付	20日						

別表保健福祉部の部医薬安全課の項中58を59とし、15から57までを一ずつ繰り下げ、14の次に次のように加える。

15	麻薬及び向精神薬取締法第24条第12項	麻薬小売業者間の麻薬の譲渡の許可	7日						
----	---------------------	------------------	----	--	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部組合指導課の項中1から4までを削り、5を1とし、6を2とし、7を3とし、8を4とし、9を5とし、10を6とし、11を7とし、12を8とし、13を9とし、14を10とし、15を11とし、16を12とし、17を13とし、18を14とし、19を15とし、20を16とし、21を17とし、22を18とし、23を19とし、24を20とし、20の次に次のように加える。

21	農業協同組合法第70条の3第3項	出資組合の新設分割の認可	30日						
22	農業協同組合法第84条第1項	消費生活協同組合への組織変更の認可	30日						
23	農業協同組合法第89条第1項	医療法人への組織変更の認可	30日						

別表農林水産部の部組合指導課の項中25を24とし、26から29までを一時的繰り上げ、回3中「第3条の5第5項ただし書」や「第32条第5項ただし書」を改め、回3を回項2とする。

別表農林水産部の部農産課の項中11を14とし、14から16までを3時的繰り下げ、3の次に次のように加える。

4	農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項	登録検査機関の登録	25日	5日				
5	農産物検査法第17条第2項、第18条第3項	登録検査機関の登録の更新	25日	5日				
6	農産物検査法第17条第2項、第19条第3項	登録検査機関の変更登録	25日	5日				

別表農林水産部の部農村振興課の項中「第45条第2項」や「第42条第1項」及び「農業会議の会則の変更認可」や「農業委員会ネットワーク機構の指定」及び「14日」や「12日」を改め、回項中18を28とし、8から17までを1時的繰り下げ、7を13とし、回3の次に次のように加える。

14	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第6項	工業等以外の産業を導入する事業に関する事項を記載した市町村の地域再生計画の作成に係る同意	21日					
15	地域再生法第17条の7第5項	認定市町村の地域再生土地利用計画の作成に係る同意	21日					
16	地域再生法第17条の15第4項	認定市町村の地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る同意	21日					
	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等	農林水産大臣の総合化事業計画の認定に係る						

別表農林水産部の部農村振興課の項の次に次のように加える。

鳥獣害 対策室	1	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2、第18条の7第1項、第18条の8第2項	鳥獣捕獲等事業の認定等	40日					
	2	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項	県外に住所を有する狩猟者の登録	7日					

別表土木部の部防災砂防課の項1中「第9条第1項」や「第10条第1項」に定める。

別表土木部の部建築指導課の項6中「登録住宅性能評価機関」の次に「(以下「登録住宅性能評価機関」という。)を定める」「適合証」や「低炭素適合証」及び「のある」や「等のある」に定める、同項8中「適合証」や「低炭素適合証」及び「のある」や「等のある」に定める、同項9中「適合証」や「低炭素適合証等」に定める、同項10中「適合証」や「低炭素適合証等」に定める、同項11中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項12中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項13中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項14中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項15中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項16中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項17中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項18中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項19中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項20中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項21中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項22中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項23中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項24中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項25中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項26中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項27中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項28中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項29中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項30中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項31中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項32中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項33中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項34中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項35中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項36中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項37中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項38中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項39中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項40中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項41中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項42中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項43中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項44中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項45中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項46中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項47中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項48中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項49中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項50中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項51中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項52中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項53中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項54中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項55中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項56中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項57中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項58中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項59中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項60中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項61中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項62中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項63中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項64中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項65中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項66中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項67中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項68中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項69中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項70中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項71中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項72中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項73中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項74中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項75中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項76中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項77中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項78中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項79中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項80中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項81中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項82中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項83中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項84中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項85中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項86中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項87中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項88中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項89中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項90中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項91中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項92中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項93中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項94中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項95中「適合証」や「低炭素適合証」に定める、同項96の次に次のように加える。

97	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（非住宅建築物以外の建築物の申請で、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（申請建築物が非居住部分を有する場合にあつては、登録建築物調査機関に限る。以下この項において同じ。）が交付する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（以下「性能適合証」という。）等のあるものに限る。）	7日						
----	--	--	----	--	--	--	--	--	--

98	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条 第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (非住宅建築物の申請で性能適合証等のあるものに限る。)	14日				
99	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条 第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (一戸建ての住宅の申請で性能適合証等のないものに限る。)	7日				
100	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条 第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (共同住宅等の住戸の申請で性能適合証等のないものに限る。)	20日				
101	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条 第1項	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 (非住宅建築物以外の建築物の申請で性能適合証等のあるものに限る。)	7日				
102	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条 第1項	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 (非住宅建築物の申請で性能適合証等のあるものに限る。)	14日				
103	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条 第1項	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 (一戸建ての住宅の申請で性能適合証等のないものに限る。)	7日				
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の					

104	第1項		変更の認定（共同住宅等の住戸の申請で性能適合証等のないものに限る。）	14日					
105	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項		建築物のエネルギー消費性能の認定（非住宅建築物以外の建築物の申請で、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証（以下「基準適合証」という。）等のあるものに限る。）	7日					
106	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項		建築物のエネルギー消費性能の認定（非住宅建築物の申請で基準適合証等のあるものに限る。）	14日					
107	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項		建築物のエネルギー消費性能の認定（一戸建ての住宅の申請で基準適合証等のないものに限る。）	7日					

別表土木部の部住宅課の項33中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の」を「²³」に改め、別表出先機関の部県民局（地域政策部）の項中67を69とし、23から66を67から22の次に次のように加える。

23	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項	一般廃棄物処理計画の策定又は変更の同意（最終処分場の設置に係るものを除く。）	30日						
24	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項	一般廃棄物処理計画の策定又は変更の同意	60日						

項	(最終処分場の設置に係るものに限る。)					
---	---------------------	--	--	--	--	--

別表出先機関の部県民局（農林水産事業部）の項中1及び2を削り、3を1とし、4から44までを二ずつ繰り上げる。
 別表出先機関の部保健所の項中55及び56を削り、57を55とし、58を56とし、59を57とし、同57の次に次のように加える。

58	岡山県ふぐ処理等規制条例第9条第1項	ふぐ処理業者の登録	30日			
59	岡山県ふぐ処理等規制条例第11条第3項	ふぐ処理業者登録証の書換え交付及び再交付	20日			

別表出先機関の部家畜保健衛生所の項12を削る。

別表出先機関の部農林水産総合センターの項中1を2とし、同2の前に次のように加える。

1	岡山県飼料検定条例（昭和52年岡山県条例第18号）第1条	飼料の検定	31日			
---	------------------------------	-------	-----	--	--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百四十六号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定により、知事を所轄庁とする学校法人が同条第二項の規定により知事に届け出る平成二十八年度以降の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成二十八年度の監査報告書から適用する。

なお、昭和五十九年岡山県告示第四百十六号（昭和五十九年度以降の学校法人の監査報告書に係る監査事項の指定等）は、平成二十七年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って会計処理が行われ、同令第四条の計算書類（活動区分資金収支計算書、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

◎岡山県告示第二百四十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス勝福日上

2 所在地

岡山県津山市日上字沖ヶ原一六七五―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社勝北

2 所在地

岡山県津山市安井六七三番地

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二一九六

五 サービスの種類

介護予防通所介護

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

◎岡山県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

汐廻沖農道

農道舗装

三 認可年月日

平成二十八年三月二十九日

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

◎岡山県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

宮川筋

かんがい排水

三 認可年月日

平成二十八年三月二十九日

◎岡山県告示第二百五十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十四年岡山県告示第二百二十号（下津井加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十八年三月二十二日限り、消滅した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 下津井加入区

〔一三四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人らんたん

三 代表者の氏名

廣瀬 祐治

四 主たる事務所の所在地

久米郡久米南町南庄三一六一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢化が進む中山間地域において、雇用の絶対数が減少し、必然的に若者が地域から流出する問題を解決するために、中山間地域の若者に対して自己実現の可能性を広げるための事業をおこない、中山間地域から都市部への若者の流出を防ぎ、また、自らが生まれ育った地域に根差すための可能性を探ることにより、地域格差の是正に寄与することを目的とする。

〔一三五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人そーる

三 代表者の氏名

片岡奈津子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町尾崎八一二番地一六

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民や団体に対して、医療や介護を中心に訪問看護サービス、患者搬送等に関する事業を行い、日常生活や在宅療養生活の向上に寄与することを目的とする。

〔一三六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年三月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しあわせの種たち

三 代表者の氏名

濱田 一江

四 主たる事務所の所在地

倉敷市林五五七番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、愛玩動物を中心とした動物の生命を尊重し、動物愛護精神の普及及びモラルの向上を図り、もって動物の殺処分、虐待、遺棄等の減少に努め、人と動物とが共存できる地域環境の保全に寄与することを目的とする。

〔一三七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しごと工房

三 代表者の氏名

伊澤 和子

四 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町打穴中二〇一九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、各種関係機関、企業、地域住民との連携を図りながら、就労及び社会参加の機会の確保に関する事業等を行うことで、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

〔一三八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

おかやま全県統合型G I S更新事業

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及びおかやま全県統合型G I S業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

平成28年10月1日から平成33年9月30日まで

(4) 履行場所

岡山県県民生活部情報政策課長の指定する場所

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札により実施する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、平成28年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第35号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務

岡山県公報 第11776号 平成28年4月8日

の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

平成28年4月8日（金）から同年5月10日（火）まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課電子自治体推進班

電話 (086) 226-7432（直通）

FAX (086) 235-9737

電子メールアドレス joh@pref.okayama.lg.jp

また、岡山県県民生活部情報政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

平成28年4月8日（金）から同年5月12日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

(1) イの場所以同じ。

ウ 提出書類

入札参加資格確認申請書

エ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(3) 結果通知等

2 (1) 及び(2)の競争入札参加資格について審査し、適合又は不適合であった旨を通知する。また、2 (3) から(6)までの競争入札参加資格については、5 (4)の提案書説明会の終了後に審査し、不適合と認められた者に対しては、その旨を通知する。なお、競争入札参加資格が不適合と認められた者は、県に対して、その理由について説明を求めることができる。

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成28年4月8日（金）から同年5月10日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3 (1) イの場所に同じ。また、岡山県県民生活部情報政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることもできる。

(2) 入札説明会

開催しない。

5 入札及び開札等

この一般競争入札に参加する者は、入札書及び提案書を次のとおり提出しなければならない。なお、開札後、予定価格の範囲内の応札者に限り、提案書説明会を開催し、評価を行う。

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年5月19日（木）午前10時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書及び提案書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書及び提案書を封印をして、3(1)イの場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限り。）をもって平成28年5月18日（水）の午後5時までまでに到着するよう郵送等により提出すること。

(3) 入札方法

入札金額は、月額の利用料とする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 提案書説明会

ア 開催日

平成28年5月24日（火）

イ 場所

岡山市中区古京町一丁目 7 番 36 号

岡山県庁分庁舎 2 階 201 会議室

ウ 説明時間等

提案書の説明の時間は、内容説明30分及び質疑応答30分の計60分とする。開始時刻等の詳細については、入札終了後に予定価格の範囲内の価格をもって応札した者に対して通知する。

6 落札者決定基準

(1) 入札価格に応じて、次のとおり価格点を与える。(配点300点)

価格点=300×(1－(入札金額×1.08)／予定価格)

(2) 提出された提案書の内容に応じて、次の評価項目及び評価内容により内容点を与える。(配点600点)

評価項目	評価内容	配点
現状分析	現状の分析及び考察 本県の基本的な考え方の理解 導入効果の分析	30
基本方針	本県が要求するシステム構成及び利用方法	30
庁内GIS要件	本県が要求する機能及び動作環境 追加提案	90
庁外GIS要件	本県が要求する機能及び動作環境 追加提案	120
管理者機能要件	本県が要求する機能及び動作環境 追加提案	90
運用保守管理要件	本県が要求する性能及び運用保守 追加提案	60
市町村との共同利用	共同利用の実現方法及び考え方	150
導入体制	本業務に係る導入体制整備	30

第11776号 岡山県公報 平成28年4月8日

(3) 落札者の決定方法

入札書に記載された入札価格が予定価格以下である者のうち、(1)の入札価格並びに(2)の評価項目及び評価内容により、価格点及び内容点の合計得点の最も高い入札者を落札者とする。なお、価格点及び内容点の合計得点が最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を優先する。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured :

The Geographic Information System for Okayama Prefectural Government

(2) Contract period :

From 1st October, 2016 through 30th September, 2021

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10 : 00 A.M. 19th May, 2016

(5) Contact point for the notice :

平成 2 8 年 4 月 8 日 岡山県公報 第 1 1 7 7 6 号

Information policy section, Citizens services department, Okayama
Prefectural Government,

2 - 4 - 6 Uchisange, kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL : (086) 226-7432

〔一三九〕障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第一項の規定により、同法第二十八条に規定する業務を行う者を次のとおり平成二十八年四月一日付けで指定した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団

倉敷障がい者就業・生活支援センター

二 住所

岡山県倉敷市笹沖一八〇

三 事務所の所在地

岡山県倉敷市笹沖一八〇

四 活動の区域

倉敷・井笠障害保健福祉圏域

一 名称

社会福祉法人津山社会福祉事業会

津山障害者就業・生活支援センター

二 住所

岡山県津山市川崎一五〇八

三 事務所の所在地

岡山県津山市川崎一五五四

四 活動の区域

津山・勝英障害保健福祉圏域

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

〔一四〇〕土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

高梁川用水土地改良区

二 認可年月日

平成二十八年三月二十九日

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

〔二四一〕農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定により、農業委員会ネットワーク機構を次のとおり指定した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農業委員会ネットワーク機構の名称及び住所

1 名称

岡山県農業会議

2 住所

岡山県岡山市北区磨屋町九番一八号

二 農業委員会ネットワーク機構の事務所の所在地

岡山県岡山市北区磨屋町九番一八号

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

〔二四二〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作一七	登 録 番 号	
野澤 正人	氏 名 又 は 称	生 産 事 業 者
美作市檜原上七二四	住 所	
種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	生 産 事 業 の 内 容	
野澤正人苗畑住所地に 同じ	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

〔一四三〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

二八三	番 登 号 録	
吉本五十男	名 氏 称 名 又 は 称	生 産 事 業 者
井原市芳井町西三原三四一番地	住 所	
幼苗以外の 苗木育成	内 生 産 事 業 の 容 容	
吉本五十男 畑住所に 同じ	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

〔二四四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量「電子国土基本図（地 図情報）」及び「国土広域情 報」修正測量	測量の種類
平成二十八年四月一日から平 成二十九年三月三十一日まで	測量期間

〔一四五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

岡山県港湾監視艇建造 一式

(2) 調達案件の特質等

入札説明書及び建造仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成29年3月31日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、港湾監視艇の建造費用のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成28年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第45号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

岡山県公報 第11776号 平成28年4月8日

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 平成13年4月1日から平成28年3月31日までの間において、次に掲げる全ての要件を満たす官公庁船舶の建造実績（納入を完了したものとし、建造中のものは含めない。）を有する者であること。

ア 総トン数8トン以上20トン未満のFRP製船舶で、日本小型船舶検査機構の検査を適用する小型汽船であること。

イ 平板V型の船底形状を有する1基1軸の船内機シヤフトブラケット方式の船舶であること。

ウ 港湾監視船，工事監督船，調査船，交通船又はこれらに準ずる用途の船舶であること。

エ 航海速度25ノット以上の船舶であること。

(8) 入札に付する建造を全て屋内で施工できる体制を有する者であること。

(9) 入札に付する建造により納入された港湾監視艇に関し、緊急突発な故障に対して迅速な保守及び修理を可能とする体制を有し、その他県の求めに応じ迅速かつ確実なアフターサービスを提供できる者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資

格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成28年4月18日(月) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒714-8502 笠岡市六番町2-5

岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課

電話 (0865) 69-1634

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年4月8日(金) から同月20日(水) まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また，郵送による交付を希望する場合は，交付に必要な期間を十分に考慮し，返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し，(1)の場所に請求すること。なお，交付する入札説明書等は，縦297ミリメートル，横210ミリメートル，重さ201グラムであるので，注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は，持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとするが，持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年5月18日(水) 午後2時

ただし，郵送等による場合にあつては，平成28年5月17日(火) 午後5時を受領期限とする。

第11776号 岡山県公報 平成28年4月8日

イ 場所

笠岡市六番町2-5

岡山県備中県民局井笠地域事務所 別館2階大会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成28年4月20日(水)午後5時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of products to be manufactured :

Harbor patrol craft constructed of FRP, 1 set

(2) Delivery date :

By 31th March, 2017

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

2:00 P.M. 18th May, 2016

(5) Contact point for the notice :

Ikasa Regional Office, Bicchu General Service Bureau, Okayama

Prefectural Government

2-5 Rokubancho, Kasaoka-shi, Okayama-ken, 714-8502, Japan

TEL : (0865) 69-1634

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

〔一四六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇二六号 平成二十八年三月 二十八日	浅口郡里庄町大字新庄字三寺池一四 五三番四	五・〇〇	一五・〇〇
		六・〇〇 六・〇〇 六・〇二	七六・三八

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

〔二四七〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十八年四月四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

楠 弘 二級建築士 第三八三号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

〔二四八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字出之向一五〇―四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

香川県高松市寺井町一〇二四―二

株式会社ファミリーホーム

代表取締役 千田 善博

三 許可番号

岡山県指令建指第二六六号

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

〔二四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市赤浜字折敷山下五三六一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市児島下の町二丁目九一三

白神 広二

総社市赤浜四二五

守谷 朱音

三 許可番号

岡山県指令建指第三五五号

平成28年4月8日 岡山県公報 第11776号

〔一五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字出之向一五〇―四

二 公共施設の種別

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

香川県高松市寺井町一〇二四―二

株式会社ファミリーホーム

代表取締役 千田 善博

五 許可番号

岡山県指令建指第二六六号

◎岡山県公安委員会告示第五十一号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十八年四月八日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成二十八年七月五日（火曜日）から同月十二日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
 - ア 二1に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 二2に該当する者
検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - ウ 二3に該当する者
検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - エ 二4に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
 - オ 二5に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者
住所を管轄する警察署の生活安全課
- (2) 県外に住所を有する者
県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十八年五月九日（月曜日）から同月十三日（金曜日）までの午前八時三十

分から午後五時まで

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。